

新潟市新津地域学園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 48 号

新潟市新津地域学園条例の一部を改正する条例

第 1 条 新潟市新津地域学園条例（平成 16 年新潟市条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号を削る。

別表研修棟の部研修室 407 の項及び研修室 501 の項並びに資料棟の部多目的ホールの項を削る。

第 2 条 新潟市新津地域学園条例の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

区分		使用料の額（円）		
		午前 （午前 9 時から正午まで）	午後 （午後 1 時から午後 5 時まで）	夜間 （午後 6 時から午後 10 時まで）
研修棟	音楽練習室	480	600	600
	研修室 201	600	720	720
	研修室 301	240	310	310
	研修室 302（和室）	240	310	310

	研修室 303 (和室)	240	310	310
	研修室 304	360	430	430
	研修室 305	480	600	600
	研修室 306	430	500	500
	研修室 401 (和室)	240	310	310
	研修室 402 (和室)	240	310	310
	研修室 403 (和室)	240	310	310
	研修室 405	430	500	500
	研修室 406	430	500	500
	研修室 502	360	430	430
	研修室 503	430	500	500
	研修室 504	430	500	500
資料棟	陶芸室	240	240	240

別表備考6中「100円」を「10円」に、「50円」を「5円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和7年4月1日

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後の新潟市新津地域学園条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 新条例別表の規定は、2号施行日以後の新潟市新津地域学園の利用に係る使用料について適用し、2号施行日前の新潟市新津地域学園の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(新潟市公民館条例の一部改正)

- 4 新潟市公民館条例（昭和34年新潟市条例第44号）の一部を次のように改正する。
別表のうち16の表研修室407の項及び多目的ホールの項を削る。